

適合性評価－日本工業規格への
適合性の認証－分野別認証指針
(プレキャストコンクリート製品)

正 誤 票

区分	位置	誤	正
附属書	附属書 2 表 2	注 ⁽²⁾ “公平であり…は、次をいう。 2) 目的とする試験範囲について、JIS Q 17025 の該当部分に適合する試 験機関をいう。次の試験機関が該当 する。 ----- － 民法第 34 条によって設立を認 可された機関 (⁽³⁾) 品質及び…。	注 ⁽²⁾ “公平であり…は、次をいう。 2) JIS Q 17025 のうち該当する部分 に適合していることを自らが証 明している試験機関であり、か つ、次のいずれかとする。 ----- － 民法第 34 条によって設立を 認可された機関 － その他、これらと同等以上の 能力のある機関 (⁽³⁾) 品質及び…。

平成 19 年 4 月 2 日作成